

# 第1章

## 共通編

# 1 東京都水道局工事検査実施基準

# 東京都水道局工事検査実施基準

## 第1 目的

この基準は、東京都水道局財務規程（以下「財務規程」という。）第291条の規定に基づき、東京都水道局が締結した工事、製造その他の請負契約（以下「工事」という。）に係る検査の実施について必要な事項を定め、検査事務の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

## 第2 基準の適用範囲

この基準は工事の検査に適用し、財務規程第270条第1項に定める完成検査、既済部分検査、打切検査、中間検査及び材料検査に適用する。

なお、本基準においては「完成検査」を「完了検査」という。

## 第3 検査の方法

### 1 完了検査及び中間検査の方法

(1) 完了検査及び中間検査は、この基準に定めるとおりとする。

(2) この基準にないものは、別途、経理部長が定める第2章 土木・建築編「4 工事検査実施基準表」、「5 配水管布設工事検査補修取替基準」によるほか、検査の方法が特記仕様書に定められているものを除き、東京都財務局制定「検査の技術的基準」の検査方法を準用する。

### 2 既済部分検査の方法

既済部分検査は、別途、経理部長が定める第2章 土木・建築編及び第3章 設備編の「2 既済部分検査認定基準」による。

### 3 打切検査の方法

打切検査は、別途、経理部長が定める第2章 土木・建築編及び第3章 設備編「3 工事請負契約の解除に伴う打切検査の標準的な確認方法」による。

### 4 工事材料の検査方法

工事材料の検査は、別途、経理部長が定める第2章 土木・建築編、第3章 設備編「1 東京都水道局材料検査実施基準」及び第3章 設備編「4 設備機器品目別検査実施基準表」による。

### 5 検査方法等の協議

上記1から4までの規定によることが困難な場合は、検査担当課長が出納課長及び工事担当課長と協議して検査方法を定める。

## 第4 検査の時期

検査は、次の各号に掲げる種類に応じて、当該各号に定める時期に実施する。

### 1 完了検査及び既済部分検査

工事担当課長が、契約の相手方から検査に必要な書類を受理した日から 14 日以内

2 打切検査

契約担当課長、工事担当課長及び検査担当課長が協議して定めた日

3 中間検査及び材料検査

工事担当課長が請求した日、又は工事担当課長が契約の相手方から検査に必要な書類を受理した日から原則として 14 日以内

第 5 検査不合格の場合の手直し

検査員は、財務規程第 287 条の規定に基づき、契約の目的物について取替え、補修等（以下「手直し」という。）を求めるときは、次の各号に定めるところにより行う。

1 完了検査

不合格と判定した部分の手直しを行わせる場合、工事担当課長及び契約の相手方と手直し期限、再検査日時等を協議し、再検査を行う。

手直しの指示は、検査担当課長の承認を得て、「完成検査手直指示書」を契約の相手方に交付する。ただし、10 日以内の期限を定めて手直しを指示する場合は、検査担当課長の承認を要しない。

2 既済部分検査、打切検査及び中間検査

不合格と判定した部分の手直しを行わせる場合、工事担当課長及び契約の相手方とその手直し期限、再検査日時等を協議し、再検査を行う。手直しの指示は「既済部分、打切、中間検査手直指示書」を相手方に交付する。

第 6 破壊又は分解検査

検査員は、財務規程第 281 条の 5 の規定に基づく破壊又は分解検査を、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- 1 契約図書等で、検査員又は監督員の検査を受けてから使用するよう指定のある工事材料を、その検査を受けないで使用した場合
- 2 契約図書等で、検査員の検査を受けた後に、又は監督員の立会い等のもとに工事を施工するよう指定のあるものを、その検査又は立会い等を受けないで工事を施工した場合
- 3 工事関係書類、工事記録写真等の整備不良のため、契約図書等で指定した材料の使用又は出来形の施工内容が確認困難である場合
- 4 その他、契約の相手方の行った工事の施工内容が、契約図書等に適合しないと認められる相当な理由がある場合

第 7 検査の完了

- 1 検査員は、検査を完了したときは速やかに合否の判定を行い、検査調書を作成し、

検査担当課長に報告する。ただし、中間検査を完了したときは、必要な事項について報告する。

- 2 手直しを指示した場合の検査の完了は、手直しの履行を確認した時点とする。
- 3 検査員は、工事請負契約に係る検査（打切検査及び材料検査は除く。）を完了したときは、別に局長が定める要綱により速やかに検査成績の評定を行うものとする。  
(財務規程第 281 条の 7)

## 第 8 その他

この基準以外に必要な事項は、経理部長が別に定める。

## 附 則

この基準は、令和 7 年 1 0 月 1 日から適用する。